

政策広報

関東地方整備局

第206号

関東の魂

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」計画が登録！ 千葉市役所において登録証の伝達式を行います。
～河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成に向けて～
2. 令和5年度 第29回「治水の日」慰霊・継承式典の開催について
3. 震災時の河川防災施設の活用計画を公表します
～沿川自治体や警察・消防・陸上自衛隊・海上保安庁等の全21機関が協働～
4. 関東地方整備局で2事例目の電線共同溝のPFI事業の手続き開始
5. 産学官連携による先端的技術研究の成果を公表
～大学等研究機関との技術(シーズ)マッチング～
6. 小中学校への水防災教育推進に新たな取り組みをスタートします
～千葉科学大学と利根川下流河川事務所は水防災教育推進の連携協力に関する協定を締結～
7. 「東京湾大感謝祭2023」を開催します
第11回目の東京湾大感謝祭は、横浜市役所アトリウムで開催します！

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 一人親方が安心して働ける環境整備への第1歩
～全国5都市で一人親方の適正な働き方に関する説明会（秋）を開催～
2. 橋梁等の2022年度（令和4年度）点検結果をとりまとめ
～道路メンテナンス年報（2巡目の4年目）の公表～
3. 9月1日から「屋外広告物適正化旬間」が始まります！
～地域の景観を踏まえた安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて～
4. 「地方公共団体職員自らの手でPPP/PFIの事業化手続きに取り組むポイント」ウェビナーを開催します！
5. BIM/GIM等で活用するソフトウェア間の連携に関する問合せ窓口を設置しました

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」計画が登録！

千葉市役所において登録証の伝達式を行います。

～河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成に向けて～

関東地方整備局河川部

「かわまちづくり」支援制度において、関東地方整備局管内の県管理河川で新たに「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」計画が登録されました。(令和5年8月10日付)

8月24日に千葉市長、佐倉市長、八千代市長へ「かわまちづくり」計画の登録証を手交する伝達式を行いますので、下記のとおりお知らせします。

<登録証の伝達式>

日 時： 令和5年8月24日(木) 15時30分から

場 所： 千葉市役所 高層棟4階 幹部会議室(千葉県千葉市中央区千葉港1番1号)

出席者： 千葉市長、佐倉市長、八千代市長、千葉県県土整備部河川環境課長

関東地方整備局河川部地域河川調整官

- 次 第： 1) 開会
2) 登録証伝達・写真撮影
3) 挨拶
4) 閉会

◎報道関係者の皆様へ

- ・当日、取材を希望される報道機関の方におかれましては、別紙1のとおり8月23日(水)16:00までに事前登録をお願い致します。
- ・伝達式終了後、報道機関向けに取材対応を予定しております。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00630.pdf

2. 令和5年度 第29回「治水の日」慰霊・継承式典の開催について

関東地方整備局利根川上流河川事務所

2023年(令和5年)は、1947年(昭和22年)のカスリーン台風により利根川等の堤防が決壊した未曾有の大水害から76年目になります。また、近年は気候変動に伴う頻発・激甚化する水害により、各地で甚大な被害が多発しています。令和元年東日本台風では、カスリーン台風匹敵する降雨が発生し、利根川においても氾濫危険水位を上回る水位となりました。

つきましては、カスリーン台風で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、この教訓を後世に語り継ぎ、「流域治水」について広く流域関係者全員で考え、取り組むきっかけともなるよう、「治水の日」慰霊・継承式典を開催します。

1. 日時：令和 5 年 9 月 15 日（金）9:30～10:30（受付開始 9:00～）
2. 場所：カスリーン公園（埼玉県加須市新川通地先）
3. 式典内容：カスリーン台風決潰口跡の碑において献花、黙祷、決意文の宣誓等を実施
※ 取材される報道機関の方は、必ず別紙「取材の申し込み方法」をお読みになり『事前登録』していただきますようお願いいたします。その上で当日、式典会場にて受付をお願いします。また、荒天等により式典が中止となる場合があります。
ご不明な点などありましたら、式典前日の 9 月 14 日（木）12:00 までにお問い合わせ先までご連絡願います。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00652.pdf

3. 震災時の河川防災施設の活用計画を公表します ～沿川自治体や警察・消防・陸上自衛隊・海上保安庁等の全21機関が協働～

関東地方整備局荒川下流河川事務所

荒川下流河川事務所と沿川自治体・警察・消防・陸上自衛隊・海上保安庁等の全 21 機関で構成される荒川下流防災施設運用協議会では、震災時の河川防災施設の活用計画を策定しています。本取組は平成 23 年度に協議会を立ち上げて以降、毎年の現地実動訓練等を通じて継続して計画の改善・見直しを図りながら、関係機関の連携を深めています。関東大震災から 100 年の節目となる今年、本計画を公表することにより、平時・災害時の河川防災施設及び高水敷の活用について沿川住民や自治会等にも広く周知し、今後起こりうる大規模震災への備えを進めてまいります。

「荒川下流防災施設活用計画」は、関東地方整備局荒川下流河川事務所ホームページに掲載しています。

荒川下流河川事務所ホームページ

- 防災・災害情報 → [防災・災害への取り組み]
- 震災対策 → 荒川下流防災施設活用計画

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00662.pdf

4. 関東地方整備局で2事例目の電線共同溝のPFI事業の手続き開始

関東地方整備局道路部

国土交通省関東地方整備局は、「国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 P F I 事業の実施に関する方針」を公表します。

関東地方整備局は、国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 P F I 事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

◆特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）

※詳細は、別添より関東地方整備局のホームページをご覧ください。

◆特定事業の概要

- ・事業名：国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 P F I 事業
- ・事業方式：サービス購入型、B T O (Build・Transfer・Operate)方式
- ・事業内容：国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 P F I 事業の設計、整備、維持管理
- ・事業概要：別添資料のとおり
- ・意見・質問募集期間：令和 5 年 9 月 5 日（火）～ 令和 5 年 9 月 1 4 日（木）

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00668.pdf

5. 産学官連携による先端的技術研究の成果を公表 ～大学等研究機関との技術(シーズ)マッチング～

関東地方整備局企画部

大学等研究機関との技術(シーズ)マッチングの過年度採択された研究における令和 4 年度研究成果の概要を公表いたします。

関東地方整備局では、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として、令和 2 年度より大学等研究機関との技術(シーズ)マッチングに取り組んでおります。

この度、過年度に採択された 1 4 件の研究について、「令和 4 年度 研究成果の概要」を、関東地方整備局のホームページにて公表しました。

なお、各研究の概要及び令和 4 年度の主な研究成果については、別紙のとおりです。
建設現場等での生産性向上や維持管理の高度化への貢献を目指し、今後も本取組を進めてまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00675.pdf

6. 小中学校への水防災教育推進に新たな取り組みをスタートします ～千葉科学大学と利根川下流河川事務所は水防災教育推進の連携協力に関する協定を締結～

関東地方整備局利根川下流河川事務所

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動を促す取り組みの一環として小中学校等への水防災教育を推進しています。

今般、利根川下流地域の防災教育を一層推進するため地域の大学と連携し、防災を学ぶ大学生が『支援者』として防災教育に参加して授業のサポートを行う学生サポーター制度を導入します。

本制度の導入により、小中学校等の防災教育は専門的知見を活かした授業が行えるとともに、授業のサポートや教材の提供によりその後の学校現場での指導力向上や負担軽減など防災教育推進に貢献が期待でき、更にはサポートを担う大学生の教育現場の経験という貴重なスキルアップの機会が得られるもので、関東地方整備局管内では初の取り組みとなります。

この度、水防災教育における連携協力に関する協定締結のため千葉科学大学と利根川下流河川事務所の2者で調印式を執り行います。

1. 調印式日時 令和5年9月22日(金) 11:00から(15分程度)
2. 開催場所 川の駅 水の郷さわら 2F 会議室(道の駅 水の郷さわら併設)
3. 内容 制度の概要、調印式、質疑応答
4. その他 調印式はマスコミ関係者に公開で開催します。(事前登録:別紙1)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00691.pdf

7. 「東京湾大感謝祭2023」を開催します 第11回目の東京湾大感謝祭は、横浜市役所アトリウムで開催します！

関東地方整備局港湾空港部

国土交通省が参画する「東京湾再生官民連携フォーラム」では、2013年より毎年10月に東京湾大感謝祭を開催しています。

今回の東京湾大感謝祭2023は、横浜市役所1階のアトリウムで開催します。

会場では、東京湾再生に関わる様々な方々によるトークイベント、食に関するプレゼンテーション、ゆるキャラ・PRキャラクターとのふれあいイベントの他、様々な企業・市民団体・行政機関等が工夫を凝らしたブースの展示をお楽しみ頂けます。

また、屋外広場ではキッチンカーで東京湾ゆかりの食材を利用したグルメを提供します。

関東地方整備局では、会場内で東京湾再生に関する取組の動画の紹介やパネル展示を行う予定です。

<東京湾大感謝祭2023の概要>

■日時: 令和5年10月14日(土)~15日(日)10:00~17:00

■主催: 東京湾大感謝祭実行委員会

■共催: 国土交通省関東地方整備局、環境省、横浜市、東京湾再生官民連携フォーラム 他

詳細は HP をご覧ください： <https://tokyowan-daikanshasai.com>

添付資料：(別紙 1) 東京湾大感謝祭 2023 (チラシ)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00695.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 一人親方が安心して働ける環境整備への第1歩

～全国5都市で一人親方の適正な働き方に関する説明会（秋）を開催～

国土交通省では、建設技能者の処遇改善のために社会保険加入促進に取り組んでおり、令和2年度からは社会保険の加入が建設業許可の要件となりました。

しかし、社会保険の加入を逃れるために、本来雇用されるべき技能者を、社会保険の適用除外である一人親方とする規制逃れの進行が懸念されています。

これらを踏まえて、令和5年度は、規制逃れを目的とした一人親方に関する取組を周知するために、この夏は、全国5都市で一人親方の適正な働き方に関する説明会を開催し、関東地方、中部地方の会場では満員となるなど、各会場で多くの方にご参加頂きました。9月・10月は、残りの5都市において開催します。

1. 日時・会場：

- [1] 令和5年 9月29日(金) 14:00-15:30 北陸地方整備局
- [2] 令和5年10月 5日(木) 14:00-15:30 近畿地方整備局
- [3] 令和5年10月16日(月) 14:00-15:30 東北地方整備局
- [4] 令和5年10月20日(金) 14:00-15:30 中国地方整備局
- [5] 令和5年10月27日(金) 14:00-15:30 九州地方整備局

2. 参加対象者：

建設業の一人親方、建設事業者、建設業に関連する団体職員等
※建設技能者だけでなく事務職の方にもご参加いただけます。

3. 参加人数：

1会場あたり50人程度

※会場ごとに参加人数に多少の変更がございます。

※参加申込みは先着順とさせていただきます、上限に達し次第受付を締め切らせていただきます。

4. 参加費：

無料

5. 申込方法

下記 URL より受付サイトへアクセスいただき、お申し込みください。

※申し込みに当たっては受付サイトの注意事項をご確認いただくようお願いします。

<受付サイト URL>

<https://www.ari.co.jp/hitorioyakata/>

6. プログラム（予定）

[1]適切な社会保険加入について（講師：社会保険労務士）
社会保険の加入義務、加入手続き方法について
社会保険加入の重要性について

[2]一人親方が安心して働ける環境整備に向けて（講師：国土交通省）
最近の課題について
国土交通省の取組について
建設キャリアアップシステムの登録について

7. その他

- ・報道関係者に限り傍聴及びカメラ撮りが可能です。ご希望の方は各開催の3営業日前の12:00までに報道機関名、氏名、電話番号、取材を希望する会場及びカメラ撮りの有無を明記し、下記メールアドレスにてご連絡をお願いいたします。
- ・カメラ撮りは冒頭までとし、会議開始10分前に会場にお越しください。

【報道関係者連絡先】

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 堀越、松本
hqt-shogukaizen@gxb.mlit.go.jp

- ・参加者は各社1名で先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00164.html

2. 橋梁等の2022年度（令和4年度）点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（2巡目の4年目）の公表～

- 2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検が実施されています。
- 今般、2022年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

○主なポイント

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検実施状況（p1）

- 2巡目（2019～2022年度：4カ年）の点検実施状況は、
橋梁：83%、トンネル：73%、道路附属物等：78%と、着実に進捗しています。

2. 橋梁の修繕実施状況（p3～p4）

- 1巡目（2014～2018年度）点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳ※の橋梁における修繕等措置の実施状況は、地方公共団体で着手率75%、完了率56%と低水準となっています。

<参考>国土交通省：着手率99%、完了率70%

高速道路会社：着手率95%、完了率75%

※判定区分Ⅲ：早期に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳ：緊急に措置を講ずべき状態

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁を管理する地方公共団体1,718団体の修繕等措置の実施状況は、

- ・着手率100%が636団体（37%）ある一方で、
- ・着手率50%以上100%未満が808団体（47%）
- ・着手率50%未満が274団体（16%）

となっており、修繕が必要な橋梁に対する措置の実施状況に差ができています。

3. 集約・撤去・機能縮小等の検討状況（p14）

- 地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、毎年増加しており、昨年の35%から大幅に増加し、80%となっています。
- なお、道路橋の集約・撤去事例集については、地方公共団体の取組の一助になるよう、以下のWebページにてご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/pdf/tekkyo-jirei.pdf>

道路メンテナンス年報は、以下のWebページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001692.html

3. 9月1日から「屋外広告物適正化旬間」が始まります！

～地域の景観を踏まえた安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて～

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを屋外広告物適正化旬間に設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図っています。

この期間中、看板の点検パトロールや市民の方々との意見交換など、全国各地で、官民が連携した意識啓発に向けた取組が行われます。

令和5年度においても、122件の様々な取組が予定されています。

【資料参照】（一部期間外のもの・実施済みのものを含む）

<昨年度の取組（例）>



日頃からの安全点検・維持管理を啓発する広告主等へのチラシ配布



違反屋外広告物の撤去活動及び清掃など美化活動



看板等の安全点検パトロール及び是正指導

違反屋外広告物の是正措置を行った件数 …約 3,200 件

簡易除去した張り紙等 …約 16,000 枚

点検パトロール等へ参加したボランティアの数 …のべ約 3,000 人

※「屋外広告物適正化旬間」は、屋外広告物の適正化に対する企業や国民の意識啓発を目的として、平成22年度（2010年度）より毎年実施しています。当旬間を中心に、全国において、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物の是正指導、違反屋外広告物の簡易除去のほか、屋外広告物の安全点検等の安全対策に関する取組などの日頃の取組が集中的に実施されるとともに、違反屋外広告物調査、行政広報誌やホームページを利用した広報活動等が行われています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000460.html

4. 「地方公共団体職員自らの手で PPP/PFI の事業化手続きに取り組むポイント」 ウェビナーを開催します！

PPP/PFI 事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等、PPP/PFI の事業化に向けた必要な手続き等を地方公共団体職員自ら実施している事例も出てきています。今般、地方公共団体職員のみで PPP/PFI を検討する際のノウハウや知識の提供を目的に、全国の地方公共団体職員を対象とするウェビナーを令和 5 年 9 月 26 日に開催します。

ウェビナーでは、PPP/PFI の概要や事業の進め方等に関する説明、地方公共団体職員の方からの事例発表を行います。PPP/PFI 事業にご関心のある地方公共団体職員の皆様や、PPP/PFI 事業実施の経験がない中小規模の地方公共団体職員の皆様等、幅広いご参加をお待ちしております。

- PPP/PFI に関心を有する地方公共団体職員の裾野を広げることを目的に、「地方公共団体職員自らの手で PPP/PFI の事業化手続きに取り組むポイント」を 9 月 26 日（火）に開催します。
- 当日は、PPP/PFI の概要等の基礎的な話に加えて、これまで専門家派遣によるハンズオン支援にて調査を実施した地方公共団体から、実際に実施した PPP/PFI 事業について、検討時の留意点等についてご講演いただきます。PPP/PFI 事業に取り組みたいと考えている地方公共団体の皆様のご参加をお待ちしています。

＜開催概要＞

日 時：9 月 26 日（火）13:30～15:00
※受付は 13:10 から開始します。
方 法：ウェブ会議システム（Zoom）
対象者：地方公共団体職員
定 員：100 名 ※参加費無料
内 容：別紙をご参照

＜参加者募集＞

申込期間：**令和 5 年 8 月 25 日（金）14:00 から 9 月 19 日（火）17:00** まで
参加申込 URL：<https://forms.office.com/r/R0e7Y5TXHT>
※参加登録は先着順であり、定員に達した時点でお申し込みを終了させていただきます。
※ウェブ会議システムへの参加方法等については別途御案内いたします。
※内容等について、今後変更になることがございます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000218.html

5. BIM/CIM 等で活用するソフトウェア間の連携に関する問合せ窓口を設置しました

国土交通省では、令和 5 年度から直轄土木業務・工事において BIM/CIM※を原則適用しました。今後、多くの方が BIM/CIM に携わることを鑑み、BIM/CIM 等で活用するソフトウェア間の連携に関する問合せ窓口を設置しております。

これにより、従来の各社の問合せ窓口では対応することが難しかった、BIM/CIM 等で活用するソフトウェア間の連携に関する課題を迅速に解消することができ、BIM/CIM を用いた効果的な建設生産プロセスの構築に寄与します。

※ BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) とは、3 次元モデルの導入等により、関係者のデータ活用・共有を容易にし、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを言う。

【問合せ窓口】 <https://www.cals.jacic.or.jp/bimcim-help/index.html>

【協力団体】(一社) buildingSMART Japan
(一社) OCF
(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本建設機械施工協会
(一社) 日本測量機器工業会

【内容】

BIM/CIM 等で活用するソフトウェア間の連携に関すること（標準ファイル形式を使ったデータ交換に関する課題や ICT 建機へのデータの読み込みの際に生じる課題等）

【備考】

- ・ 個々のソフトウェア製品や ICT 関連機器の操作方法、各製品固有のデータ形式に関するご質問は、直接、各製品の販売・製造元等にお問合せ願います。
- ・ 問合せ窓口は、国土交通省が業務を委託した一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営しており、国土交通省との間に守秘義務が発生しています。また、問合せ窓口と質問回答を担当する協力団体とは、問合せ内容・添付ファイルに対する目的外使用禁止に関する協定を締結しています。質問内容、添付ファイルの内容・著作権等の所在にかかわらず、ご質問への回答以外への使用や、質問を回答する省内組織、協力団体および団体構成企業以外の第三者に開示・提供することはありません。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001006.html

6. 『地域インフラ群再生戦略マネジメント』の推進に向けて議論を開始します ～「第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び 「第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」を同時開催～

国土交通省は、8月31日に「第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」を同時開催します。

昨年12月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より公表された提言において示された「地域インフラ群再生戦略マネジメント（以降、群マネ）」の取組を全国的に展開していくため、群マネ計画の策定手法や、実施手法等の検討を行うため2つの検討会を設置しました。

第1回では群マネの検討上のポイントや、モデル地域の公募の考え方等について議論します。

1. 会議名称： 第1回 地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会
第1回 地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会 <同時開催>
2. 日 時： 令和5年8月31日（木）10:00～
3. 開催場所： 中央合同庁舎3号館3階 総合政策局 AB 会議室（対面・Web 併用）
4. 議事（予定）： (1) 地域インフラ群計画策定手法検討会及び実施手法検討会について
(2) 地域インフラ群再生戦略マネジメントの考え方について
(3) モデル地域の公募（案）について
(4) 検討会のスケジュール（案）について
5. 委 員： 別紙のとおり

【取材について】

- ・会場の都合上、傍聴は Web のみとなります。なお、対面での取材は冒頭カメラ撮りのみ可能です。
- ・傍聴・取材を希望される方は、8月30日(水)17:00までに以下のアドレス宛にメールをください。Web 傍聴希望の方に Web 会議の URL をお送りします。
件名：【傍聴・取材希望】第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法・実施手法検討会
本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
Web 傍聴希望の有無（希望者の氏名、所属、連絡先）、カメラ頭撮り希望の有無
送付先：hqt-infra_mainte【at】ki.mlit.go.jp（【at】は@に置き換えて下さい）
- ・傍聴登録者以外の参加は認めません。傍聴希望者全員の氏名、所属、連絡先を必ずお知らせ下さい。
- ・カメラ撮り当日は、9時50分までに会議室前までお越しください。
- ・会場の都合により、会場カメラ撮り人数を制限させていただくとともに、各社1名に限定させていただきます。なお、人数が上限に達した場合は先着順とします。
- ・当日頭撮りに来られる方で WEB 傍聴を希望される方は、傍聴用の別室にご案内させていただきます。
- ・会議資料及び議事録については、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

<参考>

○地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）

既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持する考え方。

○地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会

「群マネ」の計画について、モデル地域の計画策定支援等を行いつつ、群マネの計画に盛り込むべき内容や検討におけるポイント等について具体化を図り、手引き等として示すため議論するもの。

○地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会

「群マネ」の業務の実施について、モデル地域など複数自治体が連携した包括的民間委託等について検討支援を行い、検討上のポイントを整理するとともに、包括的民間委託の手引きを拡充等について議論するもの。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000309.html

7. 首都直下地震を想定した防災訓練を9月1日に実施します

国土交通省では、毎年9月上旬に、「国土交通省地震防災訓練」を実施しています。本年は、9月1日に、東京都23区を震源とする首都直下地震発生（7：10発生想定）から約6時間後の状況を想定し、国土交通省緊急災害対策本部会議の運営訓練を実施します。

本部会議では、

- 発災時の災害情報の収集・伝達・共有体制の確認
- 関東地方整備局、関東運輸局等とのテレビ会議を実施します。

また同日、職員の非常参集訓練及び安否確認訓練を行います。

1. 訓練実施日時等

(1) 国土交通省緊急災害対策本部会議運営訓練

- [1] 実施日時： 9月1日（金）9：50～10：20
- [2] 実施場所： 国土交通省防災センター（中央合同庁舎第2号館14階）
- [3] 訓練参加者： 国土交通省緊急災害対策本部構成員
本部長：国土交通大臣
本部長代行：国土交通副大臣、国土交通大臣政務官
副本部長：事務次官 他 本部構成員等
※一部構成員はオンラインにより参加

(2) 職員の非常参集訓練及び安否確認訓練

- [1] 実施日時： 9月1日（金）7：10
- [2] 訓練対象者： 非常参集訓練…参集要員（災害時に業務継続を担う職員等）
安否確認訓練…全職員

2. 取材について

報道関係者に限り、防災センターでの上記（1）の会議運営訓練終盤の大臣発言のみ取材（カメラ撮りを含む）が可能です。

※取材を希望される場合は、10：10までに2号館14階防災センター前に集合してください（状況により、時間が前後する場合がございます）。

3. その他

気象状況等により、訓練内容等の変更または訓練が中止となる場合があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000272.html

8. 点検整備の大事なコト

～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じます。不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しく経済的なドライブを実現するためには、自動車ユーザーひとりひとりの、点検・整備への意識向上が欠かせません。

このため国土交通省では、自動車関係団体等（別紙1参照）と協力し9月・10月を『自動車点検整備推進運動』強化月間に設定して、全国各地で自動車の点検・整備の重要性を広く周知・啓発してまいります。

【令和5年度「自動車点検整備推進運動」強化月間で取り組む周知・啓発活動】

○ 広報ツールを利用した周知・啓発

全国の自動車関係団体等のご協力のもと、ポスターの掲出やチラシの配布、各地のデジタル掲示板へPR画像の配信等を通して、自動車の点検・整備の重要性の周知・啓発を行います（別紙2～6参照）。下記の「**自動車点検整備推進運動HP**」に、より詳細な内容を記載しております。



啓発ポスター



啓発チラシ



○ 特設サイトや各種SNSへの啓発動画の掲載
 どこかが変わる「#アハ点検」動画など、自動車の点検整備の重要性をわかりやすく解説した動画を作成し、特設サイトや各種SNSに掲載します。
 詳細は下記の「点検整備推進運動特設サイト」をご覧ください。

*** 自動車点検整備推進運動HP**

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



*** 点検整備推進運動特設サイト**

<http://www.tenken-seibi.com/tenken2023/>



この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000304.html

9. 一級河川の区間を見直します
 ～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の実施等に伴い、令和5年9月4日付で一級河川の指定及び指定の変更を行いました。

一級水系(※)に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の実施等に伴い、令和5年7月28日の社会資本整備審議会河川分科会(第65回)での審議等を経て、令和5年9月4日付で一級河川の指定及び指定の変更を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	道県名(市町名)	区分	管理主体
石狩川	カネオベツ川 ^{がわ}	北海道(夕張市)	変更	国
	しろがねがわ 白金川			
阿武隈川	あゆりがわ 阿由里川	福島県(矢吹町)	新規	福島県
利根川	こやぶがわ 小藪川	栃木県(鹿沼市)	変更	栃木県
筑後川	ほうしがわ 法司川	福岡県(小郡市)	変更	福岡県

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,083 河川 (14,082 河川)

河川延長 88,099.7km (88,095.9km)

※ () 内は今回の指定前の一級河川指定状況

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000037.html

10. グリーンインフラの推進を通じて「自然と共生する社会」の実現に取り組みます
～「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定しました！～

国土交通省では、ネイチャーポジティブ等の世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指し、新たに「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定しました。

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動を展開していきます。

- 国土交通省では、令和元年に「グリーンインフラ推進戦略」を策定し、グリーンインフラの普及・推進に取り組んできました。
※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組
- 策定から4年が経過し、グリーンインフラの概念が定着して本格的な実装フェーズへの移行が求められるとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等の世界的潮流を踏まえ、今般、グリーンインフラ懇談会でのご議論を踏まえて前戦略を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定しました。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿（「自然と共生する社会」）や、取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけました。
- 今後、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動を展開していきます。

◆ 公表資料

- ・ グリーンインフラ推進戦略 2023（別添1）
- ・ グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要（別添2）

※ 参考1：グリーンインフラ懇談会（有識者懇談会）における「グリーンインフラ推進戦略 2023」等に係る検討記録

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000017.html

※ 参考2：グリーンインフラポータルサイト

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000015.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000300.html

11. 10月は「住生活月間」です ～安心できるおうちがいいね～

国土交通省では、住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年度10月を「住生活月間」と定めて総合的な啓発活動を展開しております。

35回目を迎える今年度は、住生活月間中央イベントや住生活月間フォーラムを開催するほか、官民協力の下、全国各地で実施されるシンポジウム、住宅フェア等を通じて住生活の向上に役立つ様々な情報を発信いたします。

1. 期間

令和5年10月1日（日）から10月31日（火）まで

2. 関連行事の実施機関

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会（会長 井上 俊之氏）、住生活月間中央イベント実行委員会（委員長 芳井 敬一氏）など

3. 主な行事

(1) 第35回住生活月間中央イベント 住まいフェス in 岐阜（資料1）

○テーマ「子育ても暮らしも毎日快適な住まい」

－地震に強く、夏涼しく冬暖かなZEH水準の健康省エネ住宅－

日時：令和5年10月7日（土）

令和5年10月8日（日）

会場：展示・テープカットセレモニー／OKBぎふ清流アリーナ
合同記念式典／岐阜県庁1階ミナモホール

(2) 住生活月間フォーラム（資料2）

○テーマ「社会変容を踏まえた新たな住生活を考える」

～時代の潮流とこれからの住まい方～

日時：令和5年10月26日（木）14：30～16：30

開催方法：WEB配信

(3) 第35回住生活月間功労者表彰 ※功労者表彰受賞者は、9月下旬に公表予定

(4) 地方公共団体の関連行事（資料3）

(5) 住生活月間実行委員会会員団体の関連行事（資料4）

住生活月間オフィシャルサイトはこちら <http://www.jh-a.or.jp/jyuuseikatu/top.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000186.html

12. 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

令和5年度の国土交通省の組織改編等を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和5年10月1日施行）

1). 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

2). 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

(1) 総合政策局から自動車局への事務移管、同局の名称の変更等

物流分野全体における新たな課題への対応をより効果的に推進する観点から、物流行政とトラック行政を一体的に行わせるため、総合政策局の所掌事務のうち物流分野に係るものを自動車局に移管し（関連する課事務の移管を含む。）、同局

の名称を「物流・自動車局」に変更するとともに、新たに同局に「物流政策課」を置く。

(2) 公共交通・物流政策審議官の名称及び職務の変更

物流分野に係る業務を物流・自動車局において集中的に実施し、公共交通政策の重要事項に関する政策に専従させるため、公共交通・物流政策審議官の職務から貨物流通の効率化等に関する職務を除くこととし、その名称を「公共交通政策審議官」に変更する。

(3) 総合政策局バリアフリー政策課から同局交通政策課への事務移管

運送産業の発達、改善及び調整に関する事務等を所管し、運送産業全体に係る施策のとりまとめを担う交通政策課において、輸送・保管に関連する運賃・料金に関する基本的な政策の企画立案等の事務を行わせるため、当該事務を所掌するバリアフリー政策課から交通政策課へ事務を移管する。

(4) その他所要の改正

3). 今後のスケジュール

公布：令和5年9月上旬

施行：令和5年10月1日（日）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000131.html

13. 令和5年防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞者が決定！

～国土交通省関係では、1個人及び15団体が受賞～

令和5年防災功労者内閣総理大臣表彰※の受賞者（11個人、37団体）を内閣府において決定しました。このうち、豪雨災害に対する水防活動、土砂災害防止活動、緊急災害対策活動（TEC-FORCEによる被災自治体支援活動）に著しい功績があったとして、国土交通省の活動に関係する1個人及び15団体が表彰されることになりました。

なお、表彰式の日程等については、内閣府から別途発表があります。

※ 防災功労者内閣総理大臣表彰は、『「防災の日」及び「防災週間」について』（昭和57年5月11日閣議了解）に基づき、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及又は防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体又は個人を対象として行われるものです。

国土交通省関係の受賞者（1個人及び15団体）

(1) 水防活動関係・・・12団体

[災害現場での顕著な防災活動]

(令和4年7月14日からの大雨)

- ・大崎市消防団 <宮城県>
- ・涌谷町消防団 <宮城県>
- ・美里町消防団 <宮城県>

(令和4年8月3日からの大雨)

- ・鶴田町消防団 <青森県>
- ・弘前市消防団 <青森県>
- ・大館市消防団 <秋田県>
- ・村上市消防団 <新潟県>
- ・小松市消防団 <石川県>

- (令和4年台風第14号)
- ・由布市消防団<大分県>
 - ・都城市消防団<宮崎県>

- (令和4年台風第15号)
- ・磐田市消防団<静岡県>
 - ・島田市消防団<静岡県>

(2) 土砂災害防止活動関係・・・1個人及び1団体

[防災体制の整備]

- ・国立大学法人広島大学 名誉教授
海堀正博<広島県>

[災害現場での顕著な防災活動]

- (令和4年8月3日からの大雨)
- ・村上市小岩内区<新潟県>

(3) 緊急災害対策活動関係(TEC-FORCE による被災自治体支援活動)・・・2団体

[災害現場での顕著な防災活動]

- (令和4年8月3日からの大雨・令和4年台風第14号)
- ・国土交通省 緊急災害対策派遣隊

(令和4年8月3日からの大雨)

- ・国立研究開発法人土木研究所 緊急災害対策派遣隊

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000216.html